

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-9
提出年月日	令和5年6月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-11, 14~17, 20, 24, 27, 28, 31, 80~82, 84, 85, 102, 124~126	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し（下線部参照）  (旧) 設備名称： <u>非常用直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</u>  (新) 設備名称： <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備</u>  なお、自主対策の対応手段については、設備名称のみを見直しの対象とする。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.6.0）」に反映済
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-9, 11, 12, 15, 18, 20, 21, 24, 65~67, 69, 70, 85, 120~122	同上	資料一式提出（R5.5.31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r.6.0）」に反映済
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-22, 33	SG直接給水用高圧ポンプを自主対策設備として整理する理由を下記の通り修正した。  (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し、蒸気発生器ドライアウトまでには間に合わないが、補助給水ポンプの代替手段として有効である。 (新) 系統構成に時間を要し、蒸気発生器への注水開始までの所要時間が約60分となるため、蒸気発生器がドライアウトするまでに確実な注水を確保することは困難であるが、補助給水ポンプの代替手段として長期的な事故収束のための蒸気発生器への注水手段として有効である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.6.0）」に反映済
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-16, 25	同上	資料一式提出（R5.5.31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-18, 21, 29, 32, 82, 85, 126	設備名称の適正化 (下線部参照)  (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	とりまとめた資料-6 1.5-13, 15, 22, 24, 67, 70, 122	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-35~42, 44, 49, 62~68, 70, 71, 74	「操作の成立性」の記載表現を適正化 (下線部参照)  【修正例】 (旧) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水操作は、運転員 (中央制御室) 1名にて操作を実施する。 (新) <u>上記</u> の操作は、運転員 (中央制御室) 1名にて操作を実施する。  その他手順についても上記と同様の修正を実施	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-24~34, 38, 50~54, 59	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-38, 65	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化 (下線部参照)  (旧) ……場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に…… (新) ……場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し……	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1. 5-30, 52	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-39, 66	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化 (下線部参照)  (旧)・・・場合において、海水の取水ができない場合に・・・ (新)・・・場合において、海水の取水ができないと判断し・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)」に反映済
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1. 5-30, 53	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-34, 57～59, 74, 115, 140	技能1.0の修正に伴う要員名称の修正 (下線部参照)  (旧) 機械工作班員 (新) 復旧班員	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)」に反映済
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	とりまとめた資料-4, 7 1. 5-26, 44, 45, 59, 104, 144	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-61, 75	「重大事故等時の対応手段の選択」の記載表現を適正化（下線部参照）  (旧)・・・水源の切替による注水の中断が発生しない・・・ (新)・・・水源の切替 <u>え</u> による注水の中断が発生しない・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)」に反映済
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-49, 61	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-63	「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水（サポート系故障時）」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照）  (旧)・・・補助給水流量等が確認できない場合であって、 <u>かつ</u> タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に・・・ (新)・・・補助給水流量等が確認できず、 <u>タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に</u> ・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)」に反映済
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-51	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-38～40, 64～66, 124	以下の内容は、No. 58, 60, 62にて要員数及び作業時間を見直し 作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） <del>【海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】</del> <del>（旧）350分以内</del> <del>（新）330分以内</del> <del>【代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】</del> <del>（旧）260分以内</del> <del>（新）280分以内</del> <del>【原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】</del> <del>（旧）325分以内</del> <del>（新）305分以内</del>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.6.0）」に反映済
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-48, 70, 108, 126, 131	以下の内容は、No. 64にて要員数及び作業時間を見直し 作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） <del>【可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード】</del> ・本文、タイムチャート <del>（旧）565分以内</del> <del>（新）545分以内</del> ・添付資料1.5.4-(1) <del>（旧）想定290分、訓練実績等210分</del> <del>（新）想定335分、訓練実績等240分</del>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.6.0）」に反映済
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-134, 137	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） <del>【可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水】</del> ・添付資料1.5.4-(1) <del>（旧）訓練実績等180分</del> <del>（新）訓練実績等200分</del> <del>【可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水】</del> ・添付資料1.5.6-(1) <del>（旧）訓練実績等180分</del> <del>（新）訓練実績等200分</del>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-134, 139	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-115, 140	以下の内容は、No.66にて要員数及び作業時間を見直し 作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し(下線部参照) <del>【補機冷却水(可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却)による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却】</del> ・タイムチャート(第1.5.12図)のうち、災害対策要員の作業⑤～⑧ —(旧)作業時間540分 —(新)作業時間380分 ・添付資料1.5.7-(1)のうち、3.(1)a.の作業 —(旧)作業時間540分、訓練実績等355分 —(新)作業時間380分、訓練実績等315分 ・添付資料1.5.7-(1)のうち、3.(1)b.の作業 —(旧)作業時間60分、訓練実績等30分 —(新)作業時間20分、訓練実績等10分	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-111, 113	タイムチャート(第1.5.8図、第1.5.10図)の記載を適正化  「運転員(現場)B、C」の作業のうち、「通水操作」前に実施する「移動、系統構成」の作業開始時期を技能1.7の類似作業(第1.7.5図 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却)と統一	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-98, 100	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-109, 112	概要図（第1. 5. 7図, 第1. 5. 9図）へ凡例追加  格納容器内自然対流冷却において原子炉補機冷却水サージタンクを加圧する際に接続する「継手」を追加	第1149回審査会合（R5. 5. 25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r. 6. 0）」に反映済
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-96, 99	同上	資料一式提出（R5. 5. 31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r. 6. 0）」に反映済
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-109, 112	概要図（第1. 5. 7図, 第1. 5. 9図）の誤記訂正及び記載の適正化  <b>【誤記訂正（下線部参照）】</b> （旧）原子炉補機冷却水冷却水モニタ （新）原子炉補機冷却水モニタ  <b>【記載の適正化】</b> ・原子炉補機冷却水モニタからBヘッダ戻りへ接続するラインの線種を「線矢印」から「線」へ変更 ・原子炉補機冷却水モニタからAヘッダ戻りへ接続するラインの線種を「線矢印」から「線」へ変更（第1. 5. 9図のみ）	第1149回審査会合（R5. 5. 25）資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r. 6. 0）」に反映済
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-96, 99	同上	資料一式提出（R5. 5. 31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r. 6. 0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-93, 97, 98, 101	監視計器一覧 (第1.5.2表) の記載を適正化  【第1.5.2表(7/15)】 ・「, 」の脱字訂正  【第1.5.2表(11/15)】 ・誤記訂正 (下線部参照) (新) 1.3.2.2(2)a. (旧) 1.3.2.2(1)b.  【第1.5.2表(12/15)】 ・脱字訂正 (下線部参照) (旧) 主蒸気逃し弁 (新) 主蒸気逃がし弁 ・「, 」の脱字訂正  【第1.5.2表(15/15)】 ・脱字訂正 (下線部参照) (旧) 1.5.2.3 重大事故対処設備 (新) 1.5.2.3 重大事故等対処設備	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-78, 82, 84	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-131, 134, 137, 140	添付資料 (1.5.4-(1), 1.5.5-(1), 1.5.6-(1), 1.5.7-(1)) の誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 連絡手段: 事故時環境下において・・・ (新) 連絡手段: 事故環境下において・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-131, 135, 139, 145	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-119, 121	対応フロー (第1.5.15図(2/4)(4/4))のうち、可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に関する記載を適正化 (アクセスルートの復旧に関する事項を削除) ・「(想定時間内にアクセス可能か)」をフローから削除 ・「海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか」に対する注記を削除	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-115, 117	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-118~121	対応フロー (第1.5.15図) の誤記訂正 (下線部参照)  【第1.5.15図(1/4)】 (旧) 水源の選択に係る対応手順は第1.5.13図 (2/2) 参照 (新) 水源の選択に係る対応手順は第1.5.15図 (2/4) 参照  【第1.5.15図(2/4)】 (旧) 第1.5.13図 (1/2) 参照 (新) 第1.5.15図 (1/4) 参照  【第1.5.15図(3/4)】 (旧) 水源の選択に係る対応手順は第1.5.14図 (2/2) 参照 (新) 水源の選択に係る対応手順は第1.5.15図 (4/4) 参照  【第1.5.15図(4/4)】 (旧) 第1.5.14図 (1/2) 参照 (新) 第1.5.15図 (3/4) 参照	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)」に反映済
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-114~117	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-128, 129	添付1.5.2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記 交流電源にSG直接給用水用高圧ポンプを追加	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-124, 125	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-141	添付資料1.5.7-(1)の画像タイトルの適正化 (下線部参照)  (旧) 原子炉補機冷却海水系統のディーゼル発電機冷却水配管取り外し (新) 原子炉補機冷却海水系のディーゼル発電機冷却配管取り外し	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-146	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-115, 142	記載表現の適正化 (下線部参照)  (旧) 海水系統 (新) 原子炉補機冷却海水系	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-14 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-104, 147	同上	資料一式提出 (R5. 5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-104, 105, 106	読点の誤記訂正 (下線部参照)  (旧)、 (新)、	第1149回審査会合 (R5. 5.25) 資料1-5-14「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)」に反映済
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-88, 90, 92	同上	資料一式提出 (R5. 5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-11, 20, 80, 124	「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」で使用する設備として以下の設備を追加  【フロントライン系故障時】 ・常設代替交流電源設備	資料一式提出 (R5. 5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7.0)」に反映済
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-9, 15, 65, 120	同上	資料一式提出 (R5. 5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-12～14, 25, 26, 80, 84, 124	「可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」で使用する設備として以下の設備を追加  【フロントライン系故障時】 ・非常用交流電源設備 ・常設代替交流電源設備  【サポート系故障時】 ・常設代替交流電源設備	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-9, 10, 19, 65, 69, 120	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-15, 81, 125, 129	「タービンバイパス弁による蒸気放出」で使用する設備として以下の設備を追加  【フロントライン系故障時】 ・常用電源設備	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-11, 66, 121, 124	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-16, 81, 125	「可搬型大型送水ポンプを用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復」で使用する設備として以下の設備を追加  【フロントライン系故障時】 ・非常用交流電源設備	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-12, 66, 121	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-34, 79~86	本文1.5.1(2)c.「手順等」及び第1.5.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一  ・本文1.5.1(2)c.「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.5.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.5.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.5.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.5.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化(当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している)	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	とりまとめた資料4,6 1.5-26, 64~71	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-38, 65	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」のうち「手順着手の判断基準」の記載を適正化(下線部参照)  (旧)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・ (新)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し・・・	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1. 5-30, 52	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0) 」に反映済
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-38, 64, 124	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更 (下線部参照)  【操作の成立性】 (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで330分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。  【添付資料1. 5. 1-(3)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：330分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：230分	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0) 」に反映済
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-29, 52, 120	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0) 」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1. 5-39, 65, 124	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  <b>【操作の成立性】</b> (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで280分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。  <b>【添付資料1.5.1-(3)】</b> (旧) 要員数：合計5名，想定時間：280分 (新) 要員数：合計8名，想定時間：180分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7.0)」に反映済
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1. 5-30, 52, 120	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1. 5-40, 66, 124	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  <b>【操作の成立性】</b> (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで305分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。  <b>【添付資料1.5.1-(3)】</b> (旧) 要員数：合計5名，想定時間：305分 (新) 要員数：合計8名，想定時間：205分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-31, 53, 120	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-48, 70, 108, 126, 131	「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」の要員数及び作業時間を変更 (下線部参照)  【操作の成立性】 (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード開始まで545分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード開始まで445分以内で可能である。  【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：545分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：445分  【添付資料1.5.1-(5)】 (旧) 要員数：合計6名、想定時間：545分 (新) 要員数：合計9名、想定時間：445分  【添付資料1.5.4-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定335分、訓練実績等240分 (新) 要員数：6名、想定235分、訓練実績等195分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-37, 57, 95, 122, 130	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1. 5-59, 74, 115, 127, 140	「補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  <b>【操作の成立性】</b> (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、災害対策要員 <u>3</u> 名及び復旧班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉補機冷却海水系への海水通水開始まで920分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、災害対策要員 <u>6</u> 名及び復旧班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉補機冷却海水系への海水通水開始まで920分以内で可能である。  <b>【タイムチャート】</b> (旧) 要員数：災害対策要員 <u>3</u> 名，想定時間： <u>380</u> 分※ (新) 要員数：災害対策要員 <u>6</u> 名，想定時間： <u>220</u> 分※ ※作業時間の変更は災害対策要員が実施する作業のみであり，当該手段が開始されるまでの想定時間（920分以内）は変更なし  <b>【添付資料1.5.1-(6)】</b> (旧) 要員数：合計 <u>9</u> 名 (新) 要員数：合計 <u>12</u> 名  <b>【添付資料1.5.7-(1)】</b> 3.(1)a.の作業 (旧) 要員数： <u>3</u> 名，想定 <u>380</u> 分，訓練実績等 <u>315</u> 分 (新) 要員数： <u>6</u> 名，想定 <u>220</u> 分，訓練実績等 <u>185</u> 分 3.(1)b.の作業 (旧) 要員数： <u>3</u> 名，想定 <u>60</u> 分，訓練実績等 <u>30</u> 分 (新) 要員数： <u>6</u> 名，想定 <u>20</u> 分，訓練実績等 <u>10</u> 分	資料一式提出（R5.5.31）資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r.7.0）」に反映済
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1. 5-45, 59, 104, 123, 144	同上	資料一式提出（R5.5.31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-60, 74, 77, 116~121	図表掲載順序の適正化（下線部参照）  「重大事故等時の対応手段選択のフローチャート」を図表掲載箇所のためへ移動 (旧) 第1. 5. 13図 (新) 第1. 5. 15図  上記修正に伴い、関連する図表番号も修正	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-48, 60, 62, 110~117	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-71, 72	記載表現の適正化  (旧) 運転中又は運転停止中に・・・ (新) 発電用原子炉の運転中又は停止中に・・・	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-58	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-81～86	第1. 5. 1表の誤字・脱字訂正  <b>【第1. 5. 1表(3/8～5/8)】</b> ・表名称として「フロントライン系故障時」を追記  <b>【第1. 5. 1表(7/8, 8/8)】</b> ・表名称として「サポート系故障時」を追記  <b>【第1. 5. 1表(4/8)】</b> ・「C, D-格納容器再循環ユニット」及び「可搬型温度計測計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)」へ「*5」を追記  <b>【第1. 5. 1表(6/8)】</b> ・「SG直接給水用高圧ポンプ」へ「*2」を追記  <b>【第1. 5. 1表(7/8)】</b> ・「C, D-格納容器再循環ユニット」及び「可搬型温度計測計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)」へ「*6」を追記 ・「*5」の誤記訂正 (旧) 蒸気発生器へ淡水又は海水を注水・・・ (新) 蒸気発生器へ海水を注水・・・	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-66～71	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-103	第1. 5. 1図(機能喪失原因対策分析)の誤字・脱字訂正(下線部参照)  <b>【※1内の故障機器の脱字】</b> (旧) 原子炉補機冷却水冷却器 (新) <u>A</u> -原子炉補機冷却水冷却器  <b>【※2内の故障機器の誤記】</b> (旧) 原子炉補機冷却水ポンプ, 原子炉補機冷却水設備 (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却海水設備	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-86	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-106, 131～134, 136, 137, 139, 142, 145～147	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7.0)」に反映済
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-92, 130～132, 134, 138, 139, 141, 147, 150～152	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8.0)	1.5-107	概要図 (第1.5.5図) の脱字訂正 「タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁」の表示箇所へ弁名称を追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7.0)」に反映済
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-94	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-112	第1. 5. 9図 (概要図) の注記の記載表現を適正化  (旧) どちらか一方を全開とする。 (新) どちらかの弁を全開とする。	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-99	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-118, 120	第1. 5. 15図「重大事故等時の対応手段選択フローチャート」の記載を適正化 (下線部参照)  【第1. 5. 15図 (1/4)】 ・「原子炉補機冷却海水ポンプ機能喪失又は原子炉補機冷却水ポンプ機能喪失」を「原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプ故障」へ修正 ・「サポート系機能喪失時の手順へ」を「サポート系故障時の手順へ」へ修正 ・「蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」を「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」へ修正  【第1. 5. 15図 (3/4)】 ・「蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」を「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」へ修正	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-114, 116	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-116, 117	第1. 5. 13図, 第1. 5. 14図 (概要図) の注記の表記を適正化 (下線部参照)  (旧) ※1 (新) ※	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-113	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-123, 124, 126, 127	添付資料1. 5. 1「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表」について, 既設・新設の区分を適正化	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-119, 120, 122, 123	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-128, 129	添付資料1. 5. 2「対応手段として選定した設備の電源構成図」の記載を適正化  【添付資料1. 5. 2-(1)】 ・給電対象に「2次冷却設備 (給水設備) 弁」を追加  【添付資料1. 5. 2-(2)】 ・「2次冷却設備 (補助給水設備) 弁」の脱字訂正 ・給電対象に「タービンバイパス弁」を追加 ・給電対象に「2次冷却設備 (主蒸気設備) 弁」を追加 ・給電対象に「圧縮空気設備弁」を追加	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-124, 125	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-130	添付資料1.5.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び）  ・容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除 ・原水槽の耐震性を「-」から「Cクラス」へ修正 ・単位の記載を「m <sup>3</sup> /min[normal]」から「Nm <sup>3</sup> /min」へ修正	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-127	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.8.0)	1.5-131, 132	「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」の作業の成立性を整理した添付資料の脱字・誤字訂正  【添付資料1.5.4-(1)】 ・「2. 作業場所」へ「T.P.33.1m」を追記 ・画像のうち「可搬型ホース敷設（屋外T.P.33.1m）」へ「作業風景は類似作業」を追記 ・画像のうち「可搬型ホース敷設（周辺補機棟T.P.28.9m）」を「可搬型ホース敷設（周辺補機棟T.P.33.1m）」へ修正	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-130, 131	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-134, 137, 141	可搬型ホース敷設箇所を表における接続口名称、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-135, 140, 146	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-140, 141	建屋名称の誤記訂正 (旧) 原子炉建屋 (新) ディーゼル発電機建屋	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)	1. 5-144, 146	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1. 5-142	以下の内容は、No. 107にて「周辺補機棟T.P. 2. 3m(中間床)」へ記載を見直し 操作場所のエレベーション表記を適正化  【2. 操作場所】 —(旧) 周辺補機棟T.P. 2. 3m, T.P. 4. 35m —(新) 周辺補機棟T.P. 2. 3m  【画像：通水系統構成(通水前)】 —(旧) 周辺補機棟T.P. 4. 35m —(新) 周辺補機棟T.P. 2. 3m	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 7. 0)」に反映済



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-147	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	とりまとめた資料-7	記載例の誤記訂正  (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) ○名、は運転員 (現場) ○名にて・・・ (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) ○名及び運転員 (現場) ○名にて・・・	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.7.0)」に反映済
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-16, 25	他プラントの記載内容の表記を適正化  (旧) 比較のため、伊方3号炉の記載を抜粋して再掲 (新) 比較のため、伊方3号炉の技術的能力1.5より抜粋	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-18	燃料補給設備である「燃料タンク(SA)」の追設に伴い、燃料補給設備に関する相違理由欄の記載を適正化	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.7.0)	1.5-92	第1.5.4図 (概要図) へ凡例追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	全般	修正に伴う比較表の参照ページ番号の適正化	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 6. 0)」に反映済
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1.5-107, 133, 145	「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」に関連する図面等の適正化  【概要図（第1.5.5図）】 ・可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続箇所を「カブラ」から「接続口」へ修正 ・凡例へ「接続口」を追加 ・概要図へ「⑧ <sup>#25</sup> 」「⑧ <sup>#26</sup> 」の操作対象弁2弁を追加 ・操作対象機器へ「⑧ <sup>#25</sup> 」「⑧ <sup>#26</sup> 」を追加  【現場操作の成立性（添付資料1.5.4-(2)）】 ・上記の概要図の修正に伴い「2. 操作場所」へ「周辺補機棟T.P. 33. 1m」を追加  【解釈一覧（添付資料1.5.8-(3)）】 ・上記の概要図の修正に伴い「3. 弁番号及び弁名称一覧（1/3）」へ「3V-FW-925（代替給水ライン供給元弁）」、「3V-FW-926（代替給水ライン供給弁）」を追加	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-94, 132, 150	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)	1.5-131, 136, 139, 142, 145, 146, 147	操作場所のエレベーション表記を適正化  ・添付資料1.5.4-(1) ・添付資料1.5.5-(2) ・添付資料1.5.6-(2) ・添付資料1.5.7-(2) ・添付資料1.5.8-(3) ・添付資料1.5.8-(4) ・添付資料1.5.8-(5)	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7.0)	1.5-130, 138, 141, 147, 150, 151, 152	同上	